

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関

平成三〇年東京都告示一六二一号（平成三十年十一月三十日）

改正 令和6年2月29日5環気総第615号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関を次のとおり認定した。

- 一 認定した機関の名称 一般財団法人日本品質保証機構
- 二 代表者の氏名 理事長 石井 裕晶
- 三 主たる事務所の所在地 千代田区神田須田町一丁目二十五番地
- 四 認証業務を行う事務所の所在地 千代田区神田須田町一丁目二十五番地 J R 神田万世橋ビル
- 五 認定年月日 平成三十年十月十五日